

平成28年度 第10回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成29年1月26日（木） 午後2時 開議

城辺庁舎2階インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成28年度第5回臨時会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（平成28年度第9回定例会）
- 日程第4 報 告 教育長報告
- 日程第5 議案第33号 宮古島市総合博物館建設委員会条例の議案提出依頼について
- 日程第6 議案第34号 宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関する規則の全部改正について
- 日程第7 報告第6号 臨時代理処分の承認について（教育委員会職員の懲戒処分について）
- 日程第8 その他 宮古島市の「教育の情報化」の方向性について
- 日程第9 その他

議案第33号

宮古島市総合博物館建設委員会条例の議案提出依頼について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年1月26日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市総合博物館建設委員会を設置するには、条例を制定する必要がある
ので、本案を提出します。

別 紙

宮教博第 号
平成29年 月 日

宮古島市長
下地 敏彦 殿

宮古島市教育委員会
教育長 宮 國 博

宮古島市総合博物館建設委員会条例について（依頼）

みだしのことについて、条例を制定する必要があるので、3月定例議会への議案提出を依頼します。

記

議案名：宮古島市総合博物館建設委員会条例

議案第 号

宮古島市総合博物館建設委員会条例について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年 月 日

宮古島市長 下地敏彦

提案理由

宮古島市総合博物館建設委員会を設置するには、条例を制定する必要がある
ので、本案を提出します。

別紙

宮古島市総合博物館建設委員会条例

(設置)

第1条 宮古島市総合博物館の建設に関し、必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、宮古島市総合博物館建設委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号について調査審議する。

- (1) 宮古島市総合博物館の位置及び敷地の選定に関すること。
- (2) 宮古島市総合博物館建設の基本的事項に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げるものの中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選による。

2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、宮古島市教育委員会生涯学習部総合博物館において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長と協議のうえ市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第34号

宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関する規則の全部改正
について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年1月26日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関し、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別 紙

宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関する規則

宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関する規則（平成22年教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助執行事務）

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、別表の左欄に掲げる事務（以下「補助執行事務」という。）を、同表の右欄に掲げる職員（以下「補助執行職員」という。）に補助執行させるものとする。ただし、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第6号。以下「教育委員会委任規則」という。）第2条各号に規定するもの及び重要又は異例に属するものについては、教育委員会の会議に付さなければならない。

（補助執行事務の専決等）

第3条 補助執行職員は、補助執行事務を行う場合において、所管に係る事項を専決することができる。

2 前項の専決については、教育長が定める決裁の手続きの例によるものとする。

3 前条ただし書の規定により教育委員会の会議に付するものについては、教育長の決裁を経てしなければならない。

4 教育委員会委任規則第4条の規定は、補助執行事務について適用する。

（協議）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、関係機関の協議により定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助執行事務	補助執行職員
宮古島市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）に関する事務のうち、次に掲げる事務 （1）幼稚園の設置及び廃止に関すること。 （2）幼稚園の管理（学校施設に係るものを除く。）に関すること。 （3）幼稚園の組織編成に関すること。 （4）幼稚園職員の人事に関すること。 （5）幼児の入園、転園及び退園に関すること（園長の権限に属するものを除く。） （6）その他幼稚園に関すること。	福祉部長及び福祉部に属する職員
幼稚園保育料の納付書再発行事務及び保育料徴収業務に関すること。	福祉部に属する職員 各支所に属する職員

報告第6号

臨時代理処分の承認について（教育委員会職員の懲戒処分について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年1月26日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

(別紙)

	対象職員			審査結果	根拠法令	理由
	部名	所属	役職			
1	教育部	学校教育課	課長補佐	前里 安男	地方公務員法第29条第1項第3号	平成28年12月8日(木)の終業後に自宅で飲酒し、その後酒を購入するために車を運転し自宅前において警察に停止を求められ呼吸検査を行った結果、基準値の3倍のアルコール反応があったため、逮捕された。

宮古島の「教育の情報化」の方向性について

近年のグローバル化や急速な情報化の進展により将来の変化を予測することが困難な時代を迎えようとしている。

そのような中、次年度より実施予定の次期教育指導要領においては「これからの社会に求められる資質・能力の育成」として主体的・対話的で深い学びの実現を目指したアクティブラーニングの充実やプログラミング的思考を育成するプログラミング教育の導入などが盛り込まれており、これらの実践にはICT活用が効果的であるため、ICT機器及び活用体制整備等について「教育の情報化加速化プラン」で求められている。

当市の現状としては、これまでスクールニューディール、フューチャースクール・学びのイノベーションなど国の事業を活用し、ICT環境整備やICTを活用した授業モデルの開発を行ってきた。

その結果、一定の成果が得られたもののその普及展開や今後の整備計画等の「教育の情報化」に関する具体的指針等がないため、策定するまでの当面の方向性を以下の通りまとめることとした。

方向性

1. これまでの国のICT実証事業などを通じて、実績のあるICTを活用した授業づくりを市内小中学校に横展開すると共に、平成29年度から「21世紀型スキルの育成」「新しい学習スタイルの創出」の実践として各教科でアクティブラーニング活動においてICTを効果的に活用した学習を行っていくこととプログラミング教育の導入に取り組んでいく。(宮古島市次世代教育ICT整備事業)
2. また同時に、各小中学校への教育用パソコン教室整備については、次期学習指導要領に基づく授業実践に向けた整備として、2015年度よりデスクトップ型からタブレット型への更改や無線APの導入を進めていることから、引き続き実施する。(教育用パソコンリース事業)
3. 現在の整備方式は2019年度で一巡し、校内の端末等の環境は統一化する予定だが、ICTの効果的活用にはブロードバンド化や校内無線化、教員のICT活用支援体制及び端末等の更改、加えてこれらに係る財政負担の調整など、庁内一体となり計画的に推進する必要がある。

そのため、上記2つの項目は進めつつ、「教育の情報化」を確りと推進するための計画を策定し、次期学習指導要領、宮古島の教育ビジョンの実現を目指す。
(ICT支援員配置事業、校務用PC整備等)

方向性の工程表は別紙の通り

宮古島市教育の情報化の工程イメージ

	2016 H26	2017 H28	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33
国の動向	次期教育指導要領 学び指導要 領改訂					
市の動向	中教審答申 学び指導要 領改訂	周知・広報・実施(小学校:2020年度～全面実施予定、中学校:2021年度～全面実施予定、)				
	小中一貫校 下地中			開校(H31.4～)		
	1. F5S機展開、センター機能	センター機能と位置づけ、授業の公開や他校教員との情報交換の機会を提供する				
	2. 新しい学習スタイルの創出	ALのモデルカリキュラム等を作成し、他校へ広がりを持たせる			実施	
	3. 21世紀スキル	プログラミング教育を課外活動に取り入れ、次期教育指導要領に備える			実施	
ICT整備	校務用PC 校務サーバー 校務用プリンター 校内LAN整備(併せてセグメント、校内IP管理を行う)					
	パソコン教室 平一、上野、伊良部、佐良浜小 タブレットPC 上野、佐良浜、伊良部中 久松中 下地中					予定 予定 予定 予定
	北、南、久松、城辺小 北中					
	鐘原、西辺、西城、福嶺、砂川、下地小 西辺、和保、池間中		予定 予定			
	東、和保、宮島、菜間小 鐘原中			予定 予定		
	平良、西原、城辺、福嶺、砂川中					予定
	特別支援教室専用PC	整備方針検討	順次整備(予定)			
	提示用TV、電子黒板整備	ソフト保守契約 /整備方針検討	順次整備(予定)			
	大判プリンター整備	整備方針検討	順次整備(予定)			
	ICT支援員	2名配置しつつ、今後の配置 方針検討	順次配置(予定)			
	1名(下地・久松中)					
	校務支援システム				更新調達(～H32.3)	更新予定(H33.9～)
ICT活用研修	スキルアップ研修 リーダー育成研修					
推進体制	ICT推進組織の設置 効果検証、進捗確認等を行う	WG1を活用し効果検証に取り組み				